

決 算 公 告

— 第 5 3 期 —

〔 自 2020年 1月 1日
至 2020年12月31日 〕

東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフォーム株式会社

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,361,723	流動負債	1,565,064
現金及び預金	2,176,907	支払手形	306,152
受取手形	79,178	買掛金	514,196
売掛金	710,914	リース債務	192,038
製品	157,606	未払金	51,057
仕掛品	8,540	未払費用	143,632
原材料	35,394	未払法人税等	82,767
前払費用	29,982	前受金	15,470
立替金	156,589	賞与引当金	22,149
その他	7,083	役員賞与引当金	32,400
貸倒引当金	△474	その他	205,198
固定資産	6,158,549	固定負債	752,878
有形固定資産	4,298,557	リース債務	354,924
建築物	1,162,442	繰延税金負債	128,306
構築物	12,510	役員退職慰労引当金	241,400
機械装置	88,057	資産除去債務	27,806
車両運搬具	7,174	その他	440
工具器具備品	47,964	負債合計	2,317,942
土地	2,507,281	(純 資 産 の 部)	
リース資産	471,615	株主資本	7,022,371
建設仮勘定	1,510	資本金	798,288
無形固定資産	47,410	資本剰余金	600,052
ソフトウェア	23,488	資本準備金	600,052
リース資産	17,349	利益剰余金	5,644,893
電話加入権	6,571	利益準備金	199,572
投資その他の資産	1,812,581	その他利益剰余金	5,445,321
投資有価証券	978,930	配当平均積立金	300,000
長期前払費用	18,065	別途積立金	4,238,000
保険積立金	245,288	繰越利益剰余金	907,321
投資不動産	34,316	自己株式	△20,862
前払年金費用	475,272	評価・換算差額等	179,959
その他	63,978	その他有価証券	179,959
貸倒引当金	△3,268	評価差額金	179,959
		純資産合計	7,202,331
資産合計	9,520,273	負債・純資産合計	9,520,273

損 益 計 算 書

自 2020年1月1日 至 2020年12月31日

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,256,557
売 上 原 価		5,540,421
売 上 総 利 益		1,716,135
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,270,627
営 業 利 益		445,508
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	17,964	
受 取 保 険 金	3,447	
受 取 貸 貸 料	3,731	
雑 収 入	4,468	29,611
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,611	
貸 貸 費 用	2,570	
固 定 資 産 除 却 損	1,284	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,468	
雑 損 失	3,664	25,600
経 常 利 益		449,519
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,031	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,542	21,574
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,761	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,900	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	6,488	10,149
税 引 前 当 期 純 利 益		460,944
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	146,384	
法 人 税 等 調 整 額	△39,984	106,399
当 期 純 利 益		354,544

株主資本等変動計算書

自 2020年1月1日 至 2020年12月31日

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					配当平均 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	798,288	600,052	600,052	199,572	300,000	4,138,000	785,763	5,423,335
当期変動額								
剰余金の配当							△132,986	△132,986
別途積立金の積立						100,000	△100,000	—
当期純利益							354,544	354,544
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	100,000	121,557	221,557
当期末残高	798,288	600,052	600,052	199,572	300,000	4,238,000	907,321	5,644,893

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△20,862	6,800,814	210,980	210,980	7,011,795
当期変動額					
剰余金の配当		△132,986			△132,986
別途積立金の積立		—			—
当期純利益		354,544			354,544
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)			△31,021	△31,021	△31,021
当期変動額合計	—	221,557	△31,021	△31,021	190,536
当期末残高	△20,862	7,022,371	179,959	179,959	7,202,331

個別注記表

1.重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原 材 料……………移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

2007年3月31日以前に取得した資産……………旧定率法(1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、旧定額法)

2007年4月 1日以後に取得した資産……………定率法(建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	38～47 年
構 築 物	10～40 年
機 械 装 置	10 年
車 両 運 搬 具	5 年
工 具 器 具 備 品	5～10 年

②無形固定資産(リース資産を除く)……………社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法に基づく按分額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

なお、当事業年度において年金資産残高が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該金額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表関係

(1)有形固定資産の減価償却累計額 4,270,789千円

(2)決算期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当決算期末日が金融機関の休日であったため、次の決算期末日満期手形が決算期末日残高に含まれております。

受取手形 18,390千円

3. 株主資本等変動計算書関係

(1)事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 5,815,294株

(2)事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 33,266株

(3)配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	132,986千円	23.00円	2019年12月31日	2020年3月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ. 配当金の総額	132,986 千円
ロ. 1株当たり配当額	23.00 円
ハ. 基準日	2020年12月31日
ニ. 効力発生日	2021年 3月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品関係

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、運転資金及び設備投資計画に照らして必要な資金を金融機関から借入により調達しております。また資金運用については、投機目的による取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式、投資信託及び社債であり、市場価格の変動リスク及び株式・債券等発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、4ヶ月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、販売管理規程に基づき、各営業所が取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク(市場価格や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、必要に応じて保有の見直しを図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,176,907	2,176,907	—
(2) 受取手形	79,178		
貸倒引当金 ※	△39		
	79,138	79,138	—
(3) 売掛金	710,914		
貸倒引当金 ※	△355		
	710,559	710,559	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	959,780	959,780	—
(5) 立替金	156,589		
貸倒引当金 ※	△78		
	156,510	156,510	—
資産計	4,082,896	4,082,896	—
(1) 支払手形	306,152	306,152	—
(2) 買掛金	514,196	514,196	—
(3) 未払法人税等	82,767	82,767	—
負債計	903,117	903,117	—

(※) 受取手形、売掛金、立替金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(5)立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価につきましては、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1)支払手形、(2)買掛金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。なお、リース債務については重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	19,150

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	2,176,907	—	—	—
受取手形	79,178	—	—	—
売掛金	710,914	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	10,000	—	10,000
立替金	156,589	—	—	—
合計	3,123,589	10,000	—	10,000

5. 賃貸等不動産関係

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

6. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,225 千円
役員退職慰労引当金	73,916 千円
会員権評価損	29,040 千円
投資有価証券評価損	8,706 千円
減損損失	10,396 千円
資産除去債務	8,514 千円
貸倒引当金	1,146 千円
賞与引当金	6,782 千円
その他	7,206 千円
繰延税金資産小計	152,936 千円
評価性引当額	△53,478 千円
繰延税金資産合計	99,457 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△79,422 千円
前払年金費用	△145,528 千円
資産除去債務	△2,812 千円
繰延税金負債合計	△227,763 千円
繰延税金負債の純額	△128,306 千円

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、一般従業員に対して確定給付年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

(2)退職給付債務に関する事項(2020年12月31日現在)

	(単位:千円)
退職給付債務	△1,264,199
年金資産	1,659,715
未積立退職給付債務	395,516
未認識数理計算上の差異	79,755
前払年金費用	475,272

(3)退職給付費用に関する事項(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

	(単位:千円)
勤務費用	84,460
利息費用	—
期待運用収益	△31,860
数理計算上の差異の費用処理額	16,402
退職給付費用	69,001

(4)退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
割引率	0.015%
長期期待運用収益率	2.0%
数理計算上の差異の処理年数	10年

8. 関連当事者との取引関係

該当する重要な事項はありません。

9. 1株当たり情報

(1)1株当たり純資産額	1,245円64銭
(2)1株当たり当期純利益	61円32銭

10. 重要な後発事象

(役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入)

1. 役員退職慰労金制度の廃止

役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止いたします。役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役(社外取締役を除く。)および監査役につきましては、本株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することとします。なお、この役員退職慰労金の打切り支給については、本株主総会に付議いたします。

2. 本制度の導入目的等

(1)本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした報酬制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、1989年3月30日開催の定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額1億5千万円以内としてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額の内枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額15百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の発行又は処分を受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

本制度により、対象取締役に対して当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年30,000株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、当社の取締役を退任する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与その他一切の処分行為をすることができない。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。